

○中野市生涯学習推進会議設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日教育委員会告示第 1 号

中野市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 生涯学習のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、中野市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 生涯学習基本構想の策定及び実施結果の評価に関すること。
- (2) 生涯学習推進本部から提起された事項に関すること。
- (3) 事業の企画、運営に関すること。
- (4) 関係機関等との連携や協働、協力体制づくりに関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において廃止前の中野市生涯学習推進会議規則（平成 17 年中野市教育委員会規則第 19 号）第 2 条の規定による委員（以下この項において「旧委員」という。）である者は、それぞれ施行日に第 3 条の規定による委員（以下この項において「新委員」という。）とみなす。この場合において、その新委員とみなされる者の任期は、第 4 条に規定する委員の任期にかかわらず、施行日における旧委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一とする。
- 3 前項の規定により新委員とみなされる者が在任する間は、推進会議の委員の定数については、なお従前の例による。